

薬生食監発 0924 第 1 号
令和元年 9 月 24 日

各 検 疫 所 長 殿

医 薬 ・ 生 活 衛 生 局 食 品 監 視 安 全 課 長
(公 印 省 略)

対日輸出プログラムに適合して輸入される牛骨の取扱いについて

B S E 発 生 国 から 輸 入 さ れ る 牛 肉 等 に つ い て は、「 月 齢 制 限 の 廃 止 に 伴 う 輸 入 牛 肉 等 の 取 扱 い に つ い て 」（ 令 和 元 年 5 月 17 日 付 け 薬 生 食 監 発 0517 第 1 号 (最 終 改 正 : 令 和 元 年 6 月 11 日)) 等 に よ り、リ ス ク 評 価 済 み で あ る 国 か ら は 対 日 輸 出 プ ロ グ ラ ム に 従 い 取 扱 っ て い る と こ ろ で す。

標 記 に つ い て、対 日 輸 出 認 定 施 設 に お い て と さ つ、解 体、分 割 又 は 細 切 さ れ た 未 加 工 の 牛 骨 に つ い て は、輸 出 国 の 対 日 輸 出 プ ロ グ ラ ム に 適 合 し た 旨 の 輸 出 国 政 府 が 発 行 す る 衛 生 証 明 書 が 添 付 さ れ て い る 場 合 に は、輸 入 を 認 め て 差 し 支 え な い こ と と し ま す の で、そ の 運 用 に 遺 漏 の な い よ う お 願 い し ま す。

上 記 の 取 扱 い に よ ら ない 場 合 は、医 薬 ・ 生 活 衛 生 局 生 活 衛 生 ・ 食 品 安 全 企 画 課 検 疫 所 業 務 管 理 室 を 通 じ て 当 課 ま で 連 絡 願 い ま す。